

第 1 4 号議案

中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

中間市長 松下 俊男

中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例

第1条中「係る事業」を「係るもの」に、「基づき」を「基づく」に改める。

第2条第2項中「前項ただし書き」を「前項ただし書」に、「が土地所有者と」を「及び土地所有者が」に改め、「して、」の次に「これらの者のうちから」を加え、「として定め」を「を定め」に改める。

第6条第1項中「算出した」を「算出した金額に相当する」に改める。

第7条及び第8条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第9条ただし書中「いたっている」を「至っている」に改める。

第10条第1項中「納期限」を「納付期日」に、「納期後」を「納付期日後」に改め、「規則で定める」を削る。

第11条第1項中「納期限」を「納付期日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>中間市公共下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画事業として施行する下水道事業のうち、<u>公共下水道に係るもの</u>（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に<u>基づく</u>受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>前項ただし書</u>の規定にかかわらず、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人及び<u>土地所有者が協議して、これらの者のうちから当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者を定め</u>、その旨を市長に届け出た場合は、その者を受益者とみなすものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課</p>	<p style="text-align: center;"><u>中間都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画事業として施行する下水道事業のうち、<u>公共下水道に係る事業</u>（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に<u>基づき</u>受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>前項ただし書き</u>の規定にかかわらず、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人が<u>土地所有者と協議して、当該土地に係る負担金の徴収を受けるべき者として定め</u>、その旨を市長に届け出た場合は、その者を受益者とみなすものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第6条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課</p>

対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した金額に相当する負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2～4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(負担金の減免)

第8条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のう

対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2～4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(負担金の減免)

第8条 (略)

2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)～(6) (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のう

ち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促)

第10条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該納付期日後20日以内に、督促状を発行して督促する。

2・3 (略)

(延滞金)

第11条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期日については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 (略)

ち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促)

第10条 市長は、第6条第3項の納期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該納期後20日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。

2・3 (略)

(延滞金)

第11条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期日については年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 (略)